

レーティング規程新旧対照表

No.	変更有無	旧	新	理由
1	変更あり	NCSレーティング規程	日本チェス連盟レーティング規程	NCS→日本チェス連盟へ変更
2	変更あり	1. NCSレーティングの目的	1. 国内レーティングの目的	NCSレーティング→国内レーティングへ変更
3	変更あり	(1)国内の大会に参加するプレーヤーの試合成績を適切に数値化する (2)国内戦のスタート順位決定、国内タイトル授与、選手選考等の資料とする (3)NCSはスタンダード*とラビッド*の2種類のレーティングを発行する	(1)国内の大会に参加するプレーヤーの試合成績を適切に数値化する (2)国内戦のスタート順位決定、国内タイトル授与、選手選考等の資料とする (3)日本チェス連盟(以下「連盟」という)はスタンダード*とラビッド*の2種類のレーティングを発行する	・NCS→日本チェス連盟へ変更 ・最初の紹介のため「(以下「連盟」という)」を追加
4	変更あり	2. NCS公認について	2. 連盟公認について	NCS→連盟へ変更
5	変更あり	(1)報告される大会および例会はNCSあるいはNCS公認クラブが主催し、NCS年会員が公正に運営しなければならない (2)報告される大会および例会の参加者は(1大会会員含む)NCS会員でなければいけない (3)FIDE公式戦を行う場合は、FIDEの規約に沿って行わなければならない。また、開催日から2ヶ月以前にNCSへ通知すること	(1)報告される大会および例会は、連盟あるいは連盟公認クラブが主催し、連盟年会員が公正に運営しなければならない (2)報告される大会および例会の参加者は(1大会会員含む)連盟会員でなければいけない (3)FIDE公式戦を行う場合は、FIDEの規約に沿って行わなければならない。また、開催日から2ヶ月以前に連盟へ通知すること	NCS→連盟へ変更
6		3. 算入期間と更新料について	3. 算入期間と更新料について	
7	変更あり	(1)主催者は大会および例会終了後、NCSへ結果報告をする。FIDE公式戦は、上記の報告とは別に、定められたTXTファイルをNCSへ提出しなくてはならない (2)報告者はクラブ代表か代表が認めたNCS会員であるものとする (3)毎月21日から翌月の20日までを翌月の算入期間とする。NCSは算入期間ごとにレーティングを計算し、翌々月の1日に発表することを原則とする(例えば、1月21日から2月20日までの結果報告を計算し、3月1日に3月レーティングとして発表する) (4)報告者が支払うレーティング更新料は、1名当たり200円とする。例会であれば同じ参加者に対し、二重に支払う必要はない(例えば、Aさん、BさんがCクラブの例会に算入期間中複数回参加した場合、何度参加していても2名分400円为好い) (5)レーティング更新料の支払いが月末までに確認できない、あるいは参加者の会費の支払いがない場合、結果報告を算入しないことがある (6)ゲームが行われてから90日を過ぎた報告について、結果報告を算入しないことがある (7)発表されたレーティングが正しくない場合、NCSは訂正して発表し直す。ただし、問合せを受けた日から90日以前に発表されたレーティングは訂正しない	(1)主催者は大会および例会終了後、連盟へ結果報告をする。FIDE公式戦は、上記の報告とは別に、定められたTXTファイルを連盟へ提出しなくてはならない (2)報告者はクラブ代表か代表が認めた連盟会員であるものとする (3)毎月21日から翌月の20日までを翌月の算入期間とする。連盟は算入期間ごとにレーティングを計算し、翌々月の1日に発表することを原則とする(例えば、1月21日から2月20日までの結果報告を計算し、3月1日に3月レーティングとして発表する) (4)報告者が支払うレーティング更新料は、1名当たり200円とする。例会であれば同じ参加者に対し、二重に支払う必要はない(例えば、Aさん、BさんがCクラブの例会に算入期間中複数回参加した場合、何度参加していても2名分400円为好い) (5)レーティング更新料の支払いが月末までに確認できない、あるいは参加者の会費の支払いがない場合、結果報告を算入しないことがある (6)ゲームが行われてから90日を過ぎた報告について、結果報告を算入しないことがある (7)発表されたレーティングが正しくない場合、連盟は訂正して発表し直す。ただし、問合せを受けた日から90日以前に発表されたレーティングは訂正しない	NCS→連盟へ変更
8		4. 報告の方法	4. 報告の方法	

レーティング規程新旧対照表

No.	変更有無	旧	新	理由
9	変更あり	<p>(1)結果報告は、次の a、b、cを報告するものとする。できる限りSwiss-managerか、NCSが用意した報告用ファイルを利用すること</p> <p>a) 大会(例会)名、日時、場所、責任者名、スタンダードカラビッドの種目名</p> <p>b) 参加者のNCSのID、ローマ字氏名</p> <p>c) 試合結果(白番ローマ字氏名、結果、黒番ローマ字氏名)</p> <p>(2)ペアリングソフト Swiss-Managerを使用した場合、Chess-Results.com にアップロードし、NCSにその旨を通知することで(1)の報告に代えることができる</p> <p>(3)FIDEと同様に、氏名はローマ字で姓・名の順とし、間のコンマは省略する</p> <p>(4)報告は、japanchess.rating@gmail.com へのメールで行う</p> <p>(5)公式戦初参加者あるいはIDの無い者に対してはその参加者の漢字氏名、生年月日、メールアドレス(できれば他の会員情報すべて)を添えること</p> <p>(6)スタンダードは1人の持ち時間が60手のとき合計60分以上のゲームであるが、FIDE公式戦でなければ45分以上のゲームをスタンダードとして報告しても構わない(例えば15分+30秒/手はスタンダードとして報告してよい)</p> <p>(7)種目名の記載がない場合、スタンダードの報告として計算する</p> <p>(8)全日本選手権の地区予選の場合は、全国シード権者、地元枠全国シード権者の報告を添えること</p>	<p>(1)結果報告は、次の a、b、cを報告するものとする。できる限りSwiss-Managerか、連盟が用意した報告用ファイルを利用すること</p> <p>a) 大会(例会)名、日時、場所、責任者名、スタンダードカラビッドの種目名</p> <p>b) 参加者の連盟のID、ローマ字氏名</p> <p>c) 試合結果(白番ローマ字氏名、結果、黒番ローマ字氏名)</p> <p>(2)ペアリングソフト Swiss-Managerを使用した場合、Chess-Results.com にアップロードし、連盟にその旨を通知することで(1)の報告に代えることができる</p> <p>(3)FIDEと同様に、氏名はローマ字で姓・名の順とし、間のコンマは省略する</p> <p>(4)報告は、japanchess.rating@gmail.com へのメールで行う</p> <p>(5)公式戦初参加者あるいはIDの無い者に対してはその参加者の漢字氏名、生年月日、メールアドレス(できれば他の会員情報すべて)を添えること</p> <p>(6)スタンダードは1人の持ち時間が60手のとき合計60分以上のゲームであるが、FIDE公式戦でなければ45分以上のゲームをスタンダードとして報告しても構わない(例えば15分+30秒/手はスタンダードとして報告してよい)</p> <p>(7)種目名の記載がない場合、スタンダードの報告として計算する</p> <p>(8)全日本選手権の地区予選の場合は、全国シード権者、地元枠全国シード権者の報告を添えること</p>	<p>・Swiss-ManagerはMが大文字が正しいため修正</p> <p>・NCS→連盟へ変更</p>
10		5. レーティングの計算方法	5. レーティングの計算方法	
11	変更あり	<p>(1)1局ごとに、$C = (R - PD) * K$ によって増減C(change)を計算する</p> <p>・Rは結果(result)であり、勝ちの場合は1、引き分けの場合は0.5、負けの場合は0とする</p> <p>・Kは変動係数(development coefficient)。これが大きいほどレーティングは大きく変動する。通常はK=20とする。UR(Unrated Player)かつ累積局数18局未満、あるいは18歳未満かつ2300未満はK=40とする。一度でもレーティング2400以上となった者はK=10とする。スタンダードのKとラビッドのKは同じと考える</p> <p>・Kの値について、年齢は1月1日の年齢でその後1年間のKを判断するものとする</p> <p>・PDは結果の期待値(scoring probability)を表し、互いのレーティング差より下表のHまたはLから与えられる(表1を参照)</p> <p>・例えば、K=20のAさん1600と、Bさん1800が対戦したとする。Rtg Dif(レーティング差)は、200であり、表1からH=0.76、L=0.24となる。AさんはBさんより低いのでPD=L=0.24を採用する。Aさんの増減Cは、Aさんが勝てば $C = (1 - 0.24) * 20$ より $C = 15.2$となり、負ければ $C = (0 - 0.24) * 20$ より $C = -4.8$となる</p> <p>(2)レーティングに算入期間内の増減Cを合計し、(正負いずれでも)四捨五入して整数とした上で旧レーティングに加え、新レーティングとする</p> <p>(3)不戦勝・不戦敗、あるいはURどうしの対戦は累積対局数0として計算に入れない</p> <p>(4)レーティングが400差以上はすべて400差として計算する</p> <p>(5)NCSレーティングの下限は400とする</p>	<p>(1)1局ごとに、$C = (R - PD) * K$ によって増減C(change)を計算する</p> <p>・Rは結果(result)であり、勝ちの場合は1、引き分けの場合は0.5、負けの場合は0とする</p> <p>・Kは変動係数(development coefficient)。これが大きいほどレーティングは大きく変動する。通常はK=20とする。UR(Unrated Player)かつ累積局数18局未満、あるいは18歳未満かつ2300未満はK=40とする。一度でもレーティング2400以上となった者はK=10とする。スタンダードのKとラビッドのKは同じと考える</p> <p>・Kの値について、年齢は1月1日の年齢でその後1年間のKを判断するものとする</p> <p>・PDは結果の期待値(scoring probability)を表し、互いのレーティング差より下表のHまたはLから与えられる(表1を参照)</p> <p>・例えば、K=20のAさん1600と、Bさん1800が対戦したとする。Rtg Dif(レーティング差)は、200であり、表1からH=0.76、L=0.24となる。AさんはBさんより低いのでPD=L=0.24を採用する。Aさんの増減Cは、Aさんが勝てば $C = (1 - 0.24) * 20$ より $C = 15.2$となり、負ければ $C = (0 - 0.24) * 20$ より $C = -4.8$となる</p> <p>(2)レーティングに算入期間内の増減Cを合計し、(正負いずれでも)四捨五入して整数とした上で旧レーティングに加え、新レーティングとする</p> <p>(3)不戦勝・不戦敗、あるいはURどうしの対戦は累積対局数0とする。また、不戦勝・不戦敗の場合はレーティング計算を行わない</p> <p>(4)レーティングが400差以上はすべて400差として計算する</p> <p>(5)国内レーティングの下限は400とする</p>	<p>・不戦勝・不戦敗・UR箇所の表現を変更</p> <p>・NCSレーティング→国内レーティング</p> <p>今後の検討箇所: 「スタンダードのKとラビッドのKは同じと考える」について、ラビッドのみで2400以上となった場合にもK=10となる?(FIDEの規程を要確認)</p>
12		6. レーティングがない者の扱い	6. レーティングがない者の扱い	

レーティング規程新旧対照表

No.	変更有無	旧	新	理由
13	変更あり	(1)NCSスタンダードレーティング、NCSラピッドレーティングのいずれかがない場合は既に保有している方のレーティングを引き継ぐ (2)(1)でレーティングが決まらない者は①FIDEスタンダード、②FIDEラピッド、③FIDEブリッツの順でFIDEのレーティングを引き継ぐ (3)上記(1)～(2)でレーティングが決まらない者をUR(Unrated Player)と呼び、レーティングは0とする。URはゲーム数が4局以上で初レーティングを算出する。最初の18局までK=40とする。18局を越えないレーティングとNCSラピッドレーティングは資格審査に使用しない (4)上記(3)の計算においてURの初レーティングは、FIDEのCalculatorで計算した値とする。この際、対戦相手がURであってもそのレーティングを1000と仮定して計算する	(1)国内スタンダードレーティング、国内ラピッドレーティングのいずれかがない場合は既に保有している方のレーティングを引き継ぐ (2)(1)でレーティングが決まらない者は①FIDEスタンダード、②FIDEラピッド、③FIDEブリッツの順でFIDEのレーティングを引き継ぐ (3)上記(1)～(2)でレーティングが決まらない者をUR(Unrated Player)と呼び、レーティングは0とする。URはゲーム数が4局以上で初レーティングを算出する。最初の18局までK=40とする。18局を越えないレーティングと国内ラピッドレーティングは資格審査に使用しない (4)上記(3)の計算においてURの初レーティングは、FIDEのCalculatorで計算した値とする。この際、対戦相手がURであってもそのレーティングを1000と仮定して計算する	NCSレーティング→国内レーティング
14		7. その他	7. その他	
15	変更あり	(1)NCSとその公認クラブは個人情報の扱いについて最大限の注意を払わなければならない (2)本規程にない事案は、FIDE規程(FIDE rating regulations)に沿い、NCSが協議して進める (3)本規程の改定は、NCS理事ミーティングの承認をもって行う	(1)連盟とその公認クラブは個人情報の扱いについて最大限の注意を払わなければならない (2)本規程にない事案は、FIDE規程(FIDE rating regulations)に沿い、連盟のレーティング部が協議して進める (3)本規程の改定は、連盟理事会の承認をもって行う	・NCS→連盟 ・フォント変更(①英字②括弧を半角→全角) ・NCS→連盟のレーティング部 ・理事ミーティング→理事会へ変更
16		2019年2月5日発行 2019年5月11日改定(6月1日から施行) 2019年8月31日改定(9月1日から施行) 2020年3月31日改定(5月1日から施行) 2021年1月31日改定(2月1日から施行) 2022年8月31日改定(9月1日から施行)	2019年2月5日発行 2019年5月11日改定(6月1日から施行) 2019年8月31日改定(9月1日から施行) 2020年3月31日改定(5月1日から施行) 2021年1月31日改定(2月1日から施行) 2022年8月31日改定(9月1日から施行)	